

季節労働者の方を応援します

厚生労働省委託
令和5年度通年雇用促進支援事業

免許・資格取得 支援制度のご案内

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会では免許・資格を取得し、通年雇用を目指している方へ、その際にかかる受講経費の5割を助成して就労支援を実施しています。

受講経費を
5割助成

一人につき
**年間
10万円**
を限度に複数の講習で
助成を受けることが
できます

対象の
講習

令和5年6月1日から令和6年3月22日までに
取得可能な講習

※検定料・写真代・交通費を除く【入学料+受講料+夜間料金+暖房料+冬期講習費】の助成。

※一人につき年間10万円を限度に複数の資格取得での受講助成を受けることができます。



対象教育訓練講座の例

自動車・技能関係

- 大型免許 ●大型特殊免許 ●大型二種免許 ●けん引免許
- 普通二種免許 ●中型免許 ●中型二種免許 ●準中型免許
- 建築士 ●土木施工管理技士 ●危険物取扱者 ●測量士 他
- 看護師 ●介護福祉初任者研修 ●柔道整復師 ●はり師
- 社会福祉士 ●保育士 ●管理栄養士 ●衛生管理者 他
- パソコン検定(エクセル、ワード) ●簿記検定試験(日商)
- 行政書士 ●建設業経理検定 他

その他詳しくは厚生労働省「教育訓練講座検索システム」で検索してください。

お申込みは
裏面へ!!

5割助成申請手続きの流れ

※必ず申込み前に当協議会にご相談の上、申請書を提出してください。

01 事前相談

取得したい免許・資格の受講講座を選び、訓練期間のパンフレット等で、受講料金・講習スケジュールを確認(令和6年3月22日までに試験の合格が確認できる講習であること。)

※厚生労働省・北海道の認定を受けた教育訓練機関での受講計画であること。

02 申請書提出

受講申請には受講者本人が当協議会事務局へお越しください。その際に講習機関から必ず見積書をもらい提出してください。
※受講開始後の申請は受理できません。

03 承認通知書 が届く

04 受講

05 助成金申請

助成金申請には資格検定に合格し資格取得の確認ができる免許証・修了証書等と、講習代金の確認ができる領収書が必要となります。
※不合格の場合、助成金は支給できません。※事前の支払いが必要となります。(領収書・クレジットカード支払額等の宛名は申請者本人のものに限ります。)

06 助成金支給

承認後「助成交付決定通知書」を発行、協議会から申請者の指定口座へ振込交付されます。(1か月以内)

注意

雇用保険制度における教育訓練・給付金又は短期訓練受講と本事業の助成金の併給はできません。

※受講希望に関して、詳しくは協議会事務局まで直接お問い合わせください。

お申込み
お問合せ

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会 ☎0134-32-4111 (担当:本間)
(内線262)

(事務局:小樽市産業港湾部商業労政課) ☎047-8660 小樽市花園2丁目12番1号(小樽市役所別館4階) [FAX]0134-33-7432 [MAIL]kisetukyo@city.otaru.lg.jp

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会は、
小樽市をはじめとする7団体で構成されています。

●小樽市 ●小樽商工会議所 ●小樽建設事業協会 ●小樽建設工業協同組合 ●北海道後志総合振興局
●連合北海道小樽地区連合会 ●北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部

免許・資格取得講習受講申込書(5割助成)

申込方法

受講を希望される方は、事前にお電話(32-4111《内線262》)のうえ、
申込書に必要事項をご記入し、下記「受講申請に必要なもの」をご持参のうえ、
当協議会に直接お申込みください。

申込月日	令和 年 月 日				
フリガナ					
申請者氏名		年齢		歳	性別 男・女
住 所	〒 -				
電話番号 (携帯可)		FAX番号			
現在、または直前 までの勤務先名		勤務先住所 または連絡先			
季節労働者で ある証明 (該当する事項を○で 囲ってください。)	① 現在、雇用保険の短期雇用特例被保険者である。(就業中) ② 雇用保険特例一時金の給付認定を申請中。 (_____ 月認定予定) ③ 令和4年4月1日以降の退職者で雇用保険の短期雇用特例被保険者であった。				
希望する講座名					

対象者

季節労働者で、次のいずれかに該当し、免許・資格を取得して通年雇用を目指している方

- ① 雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」として、現在雇用されている方
- ② 現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方
- ③ 現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「一般被保険者」であったがその受給資格を有せず、かつ、前々職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方

※ ②は前職を、③は前々職を令和4年4月1日以降に離職した方

助成金額

① 受講経費(検定料・写真代・交通費を除く)の5割を助成します。

② 一人につき年間10万円を限度に複数の受講で助成を受けることができます。

注意事項

① 厚生労働省・北海道の認定を受けた教育訓練機関での受講計画であること。

② 受講開始後の申請は受理できません。

③ 不合格の場合、助成金は支給できません。

④ 事前の支払いが必要となります(領収書・クレジットカード支払書等の宛名は申請者本人のものに限ります。)。

受講申請に必要なもの

- 受講申込書(本紙) ■各講習に必要な資格の免許証及び修了証 ■見積書 ■印鑑(スタンプ印以外)
- 雇用保険特例受給資格を証明する書類 … 上記 ① の方はア、② の方はイ 又は雇用保険被保険者離職票(1・2)、③ の方はイ と雇用保険被保険者離職票(1・2)の両方が必要です。

※上記のものをご持参の上、当協議会に直接お申込みください。

ア 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書



1 雇用保険特例受給資格者証

